

広情個審第17号
令和2年6月22日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年1月15日付け広市教学健第265号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第136号事案）

答申書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諒問事案】

平成28年1月15日付け広市教学健第265号の諒問事案（諒問第136号事案）

平成27年10月19日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年11月27日付け広市教学健第204号で行った公文書部分開示決定に対する同年12月17日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定のうち、別表の②に掲げる部分は開示すべきである。

なお、その他の不開示とした情報について、不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立て人（以下「申立て人」という。）の異議申立て書における主張は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、上記公文書部分開示決定を取り消し、開示可能なものは全て開示せよ。

(2) 異議申立ての理由

事業計画については特定給食会が自身のホームページで公開しており、なんら非開示の理由がない。

助成金で運営される団体の事業計画、予算額やその説明について非開示とするのは、市民の知る権利の侵害であり、説明責任の放棄である。

職員・役員の個人情報は保護されて当然だが、事業に関するものは全て開示するべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張は、次のとおりである。

特定給食会のホームページにおいて事業報告書及び決算報告書といった事業の実績に関するのを公表しているが、それ以外の事業計画や予算額等の法人の内部管理に係る情報については、公にすることで当該法人の事業運営上の地位を害するものであり、条例第7条第2号に該当すると判断した。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等及び当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

(3) 条例第7条第1号の該当性について

- ア 当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）には職員の年齢・業務分担・給与等級・採用区分別内訳、役員の住所又は所在地及び電話番号の情報が記載されている。
- イ このうち、別表の②に掲げる部分に記載されている情報は、役員が勤務する学校又は職場の所在地及び電話番号であり、公になっていることから、条例第7条第1号に該当するものとはいえない。したがって、別表の②に掲げる部分は開示すべきである。
- ウ 本件不開示部分のうち、別表の②に掲げる部分以外の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。
したがって、これらの情報は条例第7条第1号に該当すると認められる。
なお、これらの情報は、条例第7条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められる。

(4) 条例第7条第2号の該当性について

本件不開示部分には特定給食会の事業計画や收支予算書、運営事業執行計画等が記載されているが、これらの情報は、法人の内部管理情報であって、公にすることにより、特定給食会の事業

活動が損なわれると認められる。

したがって、これらの情報は条例第7条第2号に該当すると認められる。

(5) 申立人の主張について

申立人は、実施機関の部分開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

したがって、役員の住所又は所在地・電話番号のうち、個人の住所及び電話番号が記載されたもの以外は開示すべきである。なお、その他の情報について、不開示とした決定は妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

① 公文書の件名	② 開示すべき部分
平成22年度特定給食会の事業計画及び収支予算の承認について	「特定給食会役員名簿」の表のうち、2行目から4行目まで、6行目から8行目まで、14行目及び15行目に記載された役員の住所又は所在地及び電話番号
平成23年度特定給食会の事業計画及び収支予算の承認について	「特定給食会役員名簿（H22.06現在）」の表のうち、2行目から4行目まで、6行目から8行目まで、14行目及び15行目に記載された役員の郵便番号、住所又は所在地及び電話番号
平成24年度特定給食会の事業計画及び収支予算の承認について	「特定給食会役員名簿（H24.2）」の表のうち、2行目から4行目まで、6行目から8行目まで、14行目及び15行目に記載された役員の住所又は所在地及び電話番号

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H28. 1. 15	広市教学健第265号の諮問を受理 (諮問第136号で受理)
H31. 3. 19 (第1回審査会)	第1部会で審議
H31. 4. 18 (第2回審査会)	第1部会で審議
R1. 6. 21 (第3回審査会)	第1部会で審議
R1. 7. 26 (第4回審査会)	第1部会で審議
R1. 8. 13 (第5回審査会)	第1部会で審議
R1. 9. 20 (第6回審査会)	第1部会で審議
R1. 10. 18 (第7回審査会)	第1部会で審議
R1. 11. 15 (第8回審査会)	第1部会で審議
R1. 12. 20 (第9回審査会)	第1部会で審議
R2. 1. 17 (第10回審査会)	第1部会で審議
R2. 2. 21 (第11回審査会)	第1部会で審議
R2. 6. 12 (第12回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
濱 野 滉 衣	弁護士